

宅地造成及び特定盛土等規制法の区域指定に伴う 開発許可申請の手続について

所沢市街づくり計画部開発指導課

令和7年7月1日に本市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に規定する宅地造成等工事規制区域の指定を受けたため、同法第12条第1項の許可を要する開発行為については、都市計画法第33条第12号及び第13号の審査を要することとなりましたので、以下の書類を提出ください。

なお、上記の開発行為については、盛土規制法第15条第2項に該当するため、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（以下、当該開発許可を「みなし許可」という。）。みなし許可を受けた工事においても、開発行為許可後の一連の手続とは別に、盛土規制法の手続が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

全ての開発行為に添付する書類

提出書類	備考等
盛土規制法のみなし許可等要否判定チェックシート	HP掲載のシートを使用してください。

盛土規制法第12条第1項の許可を要する開発許可（みなし許可）申請に添付する書類

提出書類	備考等
造成計画平面図	1/500以上の縮尺とし、開発区域を朱書きし、方位、BM位置、現況地盤高さ、計画地盤高さ、がけ・擁壁の位置、種別及び寸法並びに構造、30cmを超える盛土(茶)及び切土(黄)をする土地の色分け及びその面積求積を記載してください。
資金計画書	収支計画、年度別資金計画。
残高証明書	資金計画について、自己資金で施行する場合に添付してください。
融資証明書	資金計画について、融資を受けて施行する場合に添付してください。
申請者の法人登記事項証明書（全部事項証明書）又は住民票	申請者が法人の場合は法人登記事項証明書、個人の場合は住民票を添付してください。交付から3ヶ月以内のもの。
申請者の事業経歴書	市内または近隣市で行った類似する事業経歴を記載してください。
申請者の納税証明書（電子納税証明書不可）	申請者が法人の場合は法人税、個人の場合は所得税について、最新年度の納税証明書その1及びその3（法人の場合その3の3）を添付してください。
工事施行者の法人登記事項証明書謄本（全部事項証明書）	交付から3ヶ月以内のもの。
工事施行者の事業経歴書	市内または近隣市で行った類似する事業経歴を記載してください。
建設業の許可証明書	写しを添付してください。
工事施行者の建設機械目録及び技術者名簿	技術者の所有資格種別と資格番号を記載してください。

開発許可の一連の手続とは別に必要な盛土規制法の手続きについて

手続	提出書類、備考等
標識の掲示	開発許可標識と盛土規制法の標識を一体のものとして、掲示することは可能です。
中間検査	一定の規模の宅地造成及び特定工程を含む工事がある場合。
定期報告	一定の規模の宅地造成がある場合。
変更許可	当初開発許可がみなし許可に該当せず、変更後の工事が盛土規制法の許可を要する場合、盛土規制法第12条第1項の許可を受ける必要があります。